

芽室町まちなかチャレンジ事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、芽室町まちなかチャレンジ事業補助金(以下「補助金」という。)について、芽室町補助金等交付規則(平成11年芽室町規則第2号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この要綱は、別表1に定める「まちなか」において、交流の場の設置やイベント等を実施し、人の流れの創出やにぎわいづくりに寄与する取組を行うことで、「まちなか再生」を図ることを目的とする。

(助成の対象となる事業)

第3条 助成の対象となる事業は、第2条の目的に合致する事業で、次の各号のいずれかに該当する事業とする。

(1) 交流の拠点づくり事業

町民のコミュニティ・交流拠点づくり、学習・研修活動等を行い、「まちなか」の空き店舗等を活用して新たに活動を行うもので、以下の要件を満たすもの

ア 事業開設後、3か月以上の活動継続があり、かつ、今後も活動継続が見込まれるもの(活動実績及び活動計画の提出を義務付ける)

イ 1か月に4回以上(1週間に1回以上)の活動があるもの、又は活動が見込まれるもの

ウ 1か月に概ね延べ40人以上(1回当たり10人以上)の利用があるもの、又は利用が見込まれるもの

(2) にぎわいづくりイベント事業

「まちなか」の空き店舗・空き地等を活用してイベントを行うもの。

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する事業は助成対象としない。

(1) 専ら営利を目的とする事業

(2) 政治的及び宗教的な内容の事業

(3) 営業を行うための許認可・資格が必要な場合において、当該許認可・資格を取得する見込みがない者

(4) 芽室町の他の補助金を受ける事業

(補助金の額の対象とする経費)

第4条 補助金の額は、事業費の2分の1以内で、かつ、50万円を上限とする。ただし、予算の範囲内で支給するものとし、以下の経費を対象とする。

(1) 交流の拠点づくり事業

消耗品費・印刷費・広告宣伝費・備品購入費等

ただし、備品購入費は補助金額の20%以内とする。

(2) にぎわいづくりイベント事業

消耗品費・印刷費・広告宣伝費・委託料・借り上げ料等

2 前項の補助金の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

(補助金交付申請)

第5条 補助金の交付を受ける者（以下「申請者」という。）は、規則第3条に規定する補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

(1) まちなかチャレンジ事業補助金活用計画書（第1号様式）

(2) まちなかチャレンジ事業補助金収支計画書（第2号様式）

(3) まちなかチャレンジ事業実施の組織と団体構成員名簿（任意様式）

(申請書の審査)

第6条 町長は、前条の規定による補助金等交付申請書（添付書類を含む。）の提出を受けた活動について、提出書類により審査を行うものとする。

(補助金の交付決定)

第7条 町長は、前条による審査により、補助金を交付することが適当であると認めるときは交付決定を行い、申請者に対して、速やかに通知するものとする。

2 町長は、補助金を交付しないことを決定したときは、その旨を速やかに申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第8条 補助金は、規則第9条の規定により交付するものとする。

(活動報告)

第9条 申請者は、活動を完了したときは、規則第13条の規定による実績報告に、次に掲げる活動報告書類を添付し町長に提出しなければならない。

(1) まちなかチャレンジ事業補助金活用報告書（第3号様式）

(2) まちなかチャレンジ事業活動補助金収支決算書（第4号様式）

(補助金額の確定)

第 10 条 町長は、前条の規定により実績報告書（添付書類を含む。）の提出を受けたときは、規則第 14 条の規定により交付すべき補助金の額を確定し、同条に規定する第 7 号様式により申請者に通知するものとする。

（事務所管）

第 11 条 この要綱に基づく補助金に関する事務は、魅力創造課において処理する。

（補則）

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和 5 年 5 月 1 日から施行する。（令和 5 年 4 月 2 6 日決定）

別表1（第2条関係）

補助対象区域
<ul style="list-style-type: none">・芽室町立地適正化計画に定める都市機能誘導区域・東1条～西4条の8丁目～10丁目の区域